

[事案 30-220] 転換契約無効等請求

・平成 31 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による申込書の偽造および説明不十分を理由に、2 回の契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 9 月に契約した終身保険（契約①）について、平成 3 年 6 月に終身保険（契約②）に転換し、さらに平成 13 年 3 月に利率変動型積立終身保険（契約③）に転換したが、以下の理由により、2 回の契約転換を無効として、契約①に戻してほしい。

- (1) 契約②の申込書の署名は募集人によるもので、押印された印鑑も自分のものではない。
- (2) 契約③は、設計書を用いた説明を受けておらず、満期保険金のある保険と誤信して契約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約②の申込書等の筆跡から代筆の可能性は極めて低く、また、申立人は面接士の面接を受け告知をしているので、契約の意思があったことが推認できる。
- (2) 契約③の申込書には保険金額を含む契約内容等が印字されており、満期保険金の有無等を理解することは容易であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による申込書の偽造および説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。